



平成 20 年 11 月 28 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役 松 浦 徹
(JASDAQ コード番号: 4700)
問い合わせ先 取締役 管理本部 本部長
山 田 欣 吾
電話番号 (06) 6208-1600

証券取引法違反に係る神戸地方裁判所の判決に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 3 月期における虚偽の記載をした有価証券報告書を提出したことに關して、平成 20 年 6 月 17 日に神戸地方検察庁より証券取引法（現金融商品取引法）違反の事実で起訴されておりましたが、本日、神戸地方裁判所より判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決の内容

罰金 500 万円（求刑罰金 1,000 万円）

2. 判決の理由

本日の判決においては、その判決理由において、当社の起こした事実の社会的責任は重大であり許されるべき事ではないとされたものの、以下のような当社のこれまでの本件に関連する対応状況や、当社が上場廃止となれば社会的影響が大きいこと等の事情が斟酌されております。

- ・ 株主総会により経営体制が一新されている事
- ・ 社内及び外部調査委員会を設置し速やかに訂正有価証券報告書を提出した事
- ・ 大型 SI に依存するビジネスから堅実な経営に向けて路線変更されている事
- ・ 事件の解明に向け、検察庁及び証券取引等監視委員会の調査に全面的に協力した事

3. 当期の業績に与える影響

当該訴訟の判決が出たことによる、当期の業績に与える影響は軽微であり、通期の業績予想の変更はございません。

当社といたしましては、本日の判決を厳粛に受け止め、控訴することなく、引き続き、再発防止策の徹底及び強化を継続し、社会的信用の回復に努めてまいります。

また、上記判決による罰金 500 万円を含む当社元役員等に対する損害賠償請求訴訟については、ガバナンス評価委員会のご指摘を最大限尊重した上で、これを実施していく予定です。

株主・投資家の皆様及び市場関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

以 上